

第1 目的

この基準は、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）第36条の規定に基づき、武蔵野市が施工する工事の請負に係る工事希望制指名競争入札及び指名競争入札（以下単に「指名競争入札」という。）に参加させようとする者の指名について必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項の規定により、市長が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (2) 等級、順位 施行令第167条の11第3項による公示により規定するものをいう。
- (3) 発注標準金額 別表1に掲げる等級に対応する金額をいう。
- (4) 等級格付工事 等級に区分する工事をいう。
- (5) 順位格付工事 等級格付工事以外の工事をいう。
- (6) 発注工事 武蔵野市が発注しようとする工事をいう。
- (7) 既発注工事 武蔵野市が既に発注した工事をいう。
- (8) 当該等級 発注工事の設計金額に対応する等級をいう。
- (9) 営業所 武蔵野市と契約する営業所をいう。

第3 指名の判断事項

競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査のうえ、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施工成績
- (5) 発注工事に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施工についての技術的適性
- (7) 発注工事の内容に適した専門性
- (8) 施工中の既発注工事の進捗状況

第4 指名方法

- 1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。
 - (1) 等級格付工事においては、当該等級に属する者のうちから指名する。
 - (2) 順位格付工事においては、発注工事の設計金額に応じて、順位がおおむね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、他の者に優先して指名することができる。
 - (1) 武蔵野市内に本店を有し、3年以上営業を継続する者
 - (2) 発注工事の施工場所付近に営業所を有する者
 - (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者
 - (4) 既発注工事の施工成績が優秀な者
 - (5) 発注工事が道路舗装工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、シールド工事又は推進工事であって、次の一の工事が発注工事と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施工者
 - ア 最近3年間における施工済の既発注工事
 - イ 施工中の既発注工事、他官公庁工事及び民間工事
 - (6) 地域貢献事業者（災害時における応急対策活動に関する協力協定（昭和59年4月3日締結）を市と締結している団体に所属する事業者をいう。）である者
 - (7) 環境配慮事業者（ISO14001の認証を取得している事業者又は武蔵野市2050ゼロパートナーの認定を受けた事業者をいう。）である者

第5 直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名

- 1 第4の1の規定にかかわらず、次の各項に定めるところにより、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- 2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 第4の2の各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の設計金額が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事であるとき。
- 3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 第4の2の各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の設計金額が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事であるとき。

第6 直近上位以上又は直近下位以下の等級に属する者の指名

1 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 武蔵野市内に本店を有しているもので、既発注工事の施工成績が特に優秀な者
- (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
- (3) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近下位以下の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 武蔵野市内に本店を有しているもので、既発注工事の施工成績が特に優秀な者
- (2) 当該業種の競争入札参加有資格者が極めて少ないとき。
- (3) 発注機会が極めて少ない工事であるとき。

第7 指名の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、指名することができない。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者

ウ 武蔵野市発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の数が少ない場合はこの限りでない。

(4) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員

(5) 第4の2の(4)の規定にかかわらず、最近3年間における施工済の既発注工事の施工成績が不良である者

(6) 事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(7) 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

第8 指名業者数

指名業者数は、別表2に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

同表に定める指名業者数を減じて指名することができる。

- (1) 発注工事が高度の技術を要する工事であるとき。
- (2) 工事希望制指名競争入札の場合において、指名の希望者数が別表2に定める指名業者数に満たないとき。
- (3) 発注工事の目的又は性質により、別表2に定める指名業者数を指名することができないとき。

付 則

この基準は、平成7年4月1日から実施する。

付 則（平成13年4月1日）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年7月1日）

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成20年10月9日）

- 1 この基準は、平成20年10月9日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に武蔵野市内に本店を有する競争入札参加有資格者については、改正後の第4の2の(1)に該当する者とみなす。

付 則（平成21年10月1日）

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

付 則（令和2年11月2日要綱第99号）

この基準は、令和2年11月2日から施行する。

付 則（令和7年9月18日要綱第79号）

この基準は、令和7年9月18日から施行する。

別表1（第2関係）工事の発注標準金額に対応する等級

1 道路舗装工事

等級	発注標準金額
A	2億円以上
B	8,000万円以上2億円未満
C	3,000万円以上8,000万円未満
D	700万円以上3,000万円未満

E	700万円未満
---	---------

2 土木工事（橋梁工事、河川工事、水道施設工事及び一般土木工事）

等級	発注標準金額
A	2億5,000万円以上
B	1億2,000万円以上2億5,000万円未満
C	3,500万円以上1億2,000万円未満
D	700万円以上3,500万円未満
E	700万円未満

3 建築工事

等級	発注標準金額
A	3億円以上
B	1億5,000万円以上3億円未満
C	3,500万円以上1億5,000万円未満
D	1,000万円以上3,500万円未満
E	1,000万円未満

4 設備工事（電気工事、給排水衛生工事及び空調工事）

等級	発注標準金額
A	4,000万円以上
B	1,500万円以上4,000万円未満
C	500万円以上1,500万円未満
D	500万円未満

別表2（第8関係）

指名業者の数

1件の予定価格	指名業者の数
500万円未満	4者以上
500万円以上3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上	8者以上